明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（二九一）　三
○租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（二九二）　四
○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九三）　五
○投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九四）　六
○貸金業法施行令の一部を改正する政令（二九五）　六
○電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二九六）　六
○電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二九七）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二九八）　七
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二九九）　七
○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（三〇〇）　七
〔府令〕
○投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府六一）　一〇
〔省令〕
○電波法施行規則及び登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令（総務七二）　一五
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務七四）　一五
○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文部科学二七）　一五
〔告示〕
○電波法施行規則第五十一条の九の四ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に定める無線局及び周波数の幅を定める件（総務三〇七）　二四
○立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件（同三〇八）　二四
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（政令第二九一号）（国土交通省）

1　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の国土交通省関係政令について所要の規定の整備等を行うこととした。（第一条～第五条関係）

㈠　公有水面埋立法施行令（大正一一年勅令第一九四号）

㈡　道路運送法施行令（昭和二六年政令第二五〇号）

㈢　国土利用計画法施行令（昭和四九年政令第三八七号）

㈣　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三二四号）

㈤　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成一四年政令第二六号）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第二九二号）（財務省）

1　投資法人に係る課税の特例について、事業年度終了の時において有する一定の資産の総資産に対する割合が二分の一超であることとの要件における一定の資産の範囲に、その投資口が金融商品取引所に上場されていること等の要件を満たす投資法人が投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から平成二九年三月三一日までの間に取得をする再生可能エネルギー発電設備を加える特例を定めることとした。（第三九条の三二の三関係）

2　この政令は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日から施行することとした。

◇義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九三号）（文部科学省）

1　採択地区協議会の組織及び運営

㈠　採択地区協議会は、関係市町村の教育委員会が採択地区協議会の規約の定めるところにより指名する委員をもって組織するものとした。（第一一条第一項関係）

㈡　採択地区協議会に会長を置き、採択地区協議会の規約の定めるところにより、委員のうちから定めるものとした。（第一一条第二項関係）

㈢　会長は、会務を総理するものとした。（第一一条第三項関係）

㈣　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理するものとした。（第一一条第四項関係）

㈤　㈠から㈣までに定めるもののほか、採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、採択地区協議会の規約で定めるものとした。（第一一条第五項関係）

2　採択地区協議会の規約事項

採択地区協議会の規約には、次に掲げる事項を定めなければならないものとした。（第一二条関係）

㈠　採択地区協議会の名称

㈡　採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会

㈢　採択地区協議会の組織

㈣　教科用図書の選定の方法

㈤　採択地区協議会の経費の支弁の方法

3　採択地区協議会の規約の変更

採択地区協議会を設けた市町村の教育委員会は、採択地区協議会の規約を変更しようとするときは、協議によりこれを行わなければならないものとした。（第一三条関係）

4　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。